

平成 2 9 年

第 1 回東栄町議会定例会 会議録

(第 1 日)

平成 2 9 年 3 月 3 日 (金)

平成29年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月3日(金) 開会 午前10時00分
散会 午後 3時02分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

1番 加藤彰男	2番 伊藤紋次
3番 柴田吉夫	4番 山本典式
5番 峯田明	6番 森田昭夫
7番 村本敏美	8番 伊藤久代
9番 伊藤芳孝	10番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員	1番 加藤彰男	2番 伊藤紋次
	3番 柴田吉夫	4番 山本典式
	5番 峯田明	6番 森田昭夫
	7番 村本敏美	8番 伊藤久代
	9番 伊藤芳孝	10番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	伊藤明博
税務会計課長	伊藤知幸	振興課長	長野好孝
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司
教育課長	内藤敏行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗嶋賢司	書記	高尾公彦
--------	------	----	------

平成 29 年第 1 回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町長提出議案大綱説明
- 日程第 5 教育方針説明
- 日程第 6 議案第 2 号 東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 号 東栄町町税条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 8 号 東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 9 号 東栄町簡易水道設置条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 10 号 東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 16 議案第 12 号 平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 29 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 29 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について

- 日程第 31 議案第 27 号 平成 29 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
日程第 32 議案第 28 号 平成 29 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
日程第 33 議案第 29 号 平成 29 年度東栄町園財産区特別会計予算について
日程第 34 議案第 30 号 平成 29 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
日程第 35 議案第 31 号 平成 29 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
日程第 36 議案第 32 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について
日程第 37 議案第 33 号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について
日程第 38 同意案第 1 号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は 10 名であります。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から「平成 29 年第 1 回東栄町議会定例会」を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてあるとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第 1 『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により、1 番・加藤彰男君、6 番・森田昭夫君の 2 名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第 2 『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布いたしてあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声）

議長（原田安生君）

議会事務局長。

事務局長（栗嶋賢司君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表平成 29 年第 1 回東栄町議会定例会。会期日程は 13 日間でございます。第 1 日、3 月 3 日（金）、午前 10 時、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、町長提出議案大綱説明、教育方針説明、議案上程、委員会付託。第 2 日、3 月 4 日（土）、休会。第 3 日、3 月 5 日（日）、休会。第 4 日、3 月 6 日（月）、午前 10 時、本会議、一般質

間。第5日、3月7日（火）、午前10時、予算特別委員会、付託案件審議。第6日、3月8日（水）、午前10時、文教福祉委員会、付託案件審議。第7日、3月9日（木）、休会。第8日、3月10日（金）、午前10時、総務経済委員会、付託案件審議。第9日、3月11日（土）、休会。第10日、3月12日（日）、休会。第11日、3月13日（月）、休会。第12日、3月14日（火）、休会。第13日、3月15日（水）、午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から3月15日までの13日間と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月16日までの13日間と決定いたしました。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

諸報告

議長（原田安生君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、3番」の声）

議長（原田安生君）

はい、3番。議会運営委員長

3番（柴田吉夫君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、2月10日（金）及び2月28日（火）の午前10時から当会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。出席者は、議会側は議長、委員全員と議会事務局長。執行部からは2月10日が総務課長、2月28日は副町長と総務課長でした。

平成29年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元にご配布してございます「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から3月15日までの13日間でございます。付議事件につきましては、議案32件、同意案1件でございます。

平成29年度当初予算につきましては、予算特別委員会へ付託、初日議了の2案件を除く条例・補正予算等の議案につきましては、各常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布いたします議案付託表のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は7名であり、3月6日（月）午前10時より開催いたします。

平成29年第1回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

たします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声）

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

平成 29 年第 1 回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成 28 年第 4 回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。

次に、東三河広域連合議会の報告をいたします。東三河広域連合議会定例会は、2 月 8 日、9 日の 2 日間の会期で行われ、平成 29 年度一般会計予算案をはじめ、4 件の議案が可決されました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から 11 月分、12 月分、1 月分の報告があり、いずれも「適正である」との結果でございました。また、地方自治法第 199 条第 4 項の規定による保育園、小中学校の定期監査の結果につきましても、「適正である」との報告がありました。

以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（原田安生君）

執行部はございませんか。

はい、以上で諸報告を終わります。

----- 町長大綱説明 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 4、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声）

議長（原田安生君）

町長。

町長（村上孝治君）

おはようございます。本日、ここに平成 29 年 3 月町議会定例会が開会され、平成 29 年度一般会計予算案を始めとする関連諸議案を提出し、ご審議いただくにあたり、所信の一端と予算

案の大綱を説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。

昨日も声を嚔らしてしまいましたが、夜間診療にかかりまして点滴と薬で少し声が出るようになりましたので、お聞き苦しいところありましたら申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

私も町長に就任してからまもなく2年が経過し、早いもので折り返しの時期となっております。就任以来、一貫して町民の皆様との対話による町民参加のまちづくりを念頭に多くの皆様のご意見を伺う中「公平・公正な町政の推進」を基本に、私なりに新しい風を吹き込み、今後の基盤づくりに力を入れてまいりました。

依然としてお亡くなりになる方も多いわけでごさいます、本年度は100人にまもなく死亡される方が大変多いという状況であります。

国勢調査の状況では、北設楽郡内でも減少率は一桁というような状況でありましたが。今日も日経に載っております2016年度いわゆる単年度の状況を見ますと、4.06%減という県下ワースト1の減少だった。住基の状況であります。そんなような状況で、まだまだ人口減少は続いております。

しかしながらここ数年、若い世代の方たちが町内に戻りつつありまして。また、Iターン者も増えております。社会増減は拮抗しているような状況となっております。

こうした、町内にいる若い人たちが、同じ夢や目標を共有しながらそれぞれの役割を果たして取り組んでいただけることが、本町のまちづくりにも通じるものがあるというふうに思っています。

更には、町民、そして事業者の皆さんと行政が同じ夢や目標を持ち、それぞれの役割を担いながら日々切磋琢磨し、協力し合ってその実現に向けて挑戦し続けることが。そうした土壌を作っていくことが大切であるというふうに考えております。

平成29年度は、10年後の未来に向けたまちづくりを見据えて策定をさせていただきました、第6次東栄町総合計画がスタートして2年目の年になるわけであります。

本町を取り巻く環境も大きく変化する中、町民の皆さんとともに第6次東栄町総合計画の着実な実行を図っていくことが、私に課せられた使命であるというふうに考えております。これからの東栄町のために残された期間、私の任期も残すところ2年でございます。全力を傾注する覚悟でございます。引き続き「町民が主役のまちづくり」を念頭に、職員とともに、今後も全力で取り組みを進めてまいり所存であります。どうか引き続き議会各位もご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、国では「一億総活躍社会」の着実な実現に向けて「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」のアベノミクスの新たな3本の矢を打ち出すとともに「未来への投資を実現する経済対策」を最優先で取り組むとしております。

しかしながら、国の取り組みの効果は、全般的に未だ地方には行き渡っていない状況とも言われております。

一方地方財政については、人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するために、地域の実情に応じ、自主性・主体性を発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な財政基盤を確保するとしております。更には、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の最適化、そして地方公会計の整備、地方公共団体の財政の見える化など地方公共団体の財政マネ

ージメントを強化することとしております。

本町においては、人口減少や少子高齢化、そして依然として厳しい行財政環境の中でのまちづくりを迫られております。少子高齢化の流れに歯止めをかけるべく取り組んでおりますが、完全に止めることは不可能でありますことから、こうした状況を受け入れた中で、本町が持続していける道を模索し続けなければなりません。しっかりと足元を見据えたうえで、社会構造の変化に合わせて、どのように進めていくのかを町民の皆さまとともに考えてまいりたいと思っております。

新年度予算では、平成 28 年度からスタートした「第 6 次総合計画」と「過疎地域自立促進計画」の 2 年目になることから、初年度の進捗状況の点検や課題を洗い出し、さらには「東栄町まち・ひと・しごと創成総合戦略」を実現するための積極的な実践に努めることを念頭に置いて、予算編成を進めてまいりました。

結果としては、税収等はほぼ前年度同額であり、自主財源の増収は見込めない中、歳出においては、物件費と扶助費、そして公債費の増加にも対応する必要がありますことから、昨年の当初もそうでしたが基金からの繰り入れを行う予算編成となっております。

このように厳しい状況下であります。第 6 次総合計画に掲げる東栄町のイメージ「山の恵みを受けともに築く彩りの里」の実現に向け、重点的に取り組むこととしております。その中の「安心安全で持続可能な町民の暮らしを実現できるプロジェクト」と「交流から移住・定住へとつなげるプロジェクト」に基づき、引き続き総合的かつ横断的に施策を推進してまいりたいと思っております。

平成 29 年度の予算編成につきましては、第 6 次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略にのっとり、人口ビジョンで示された将来人口を確保するための施策を推進することを念頭に努めてまいります。まず、重点施策としましては 4 つのまちづくりの視点でお話をさせていただきたいと思っております。

1 つ目は、支えあう健康福祉のまちづくりであります。

東栄町にふさわしい地域包括ケアシステムを構築するために、医療・介護・保健・福祉の連携が図れる総合統括機能を充実するとともに、保健福祉センターの機能を備えた、仮称ではありますが医療センターの整備に向けまして、医療整備の基本構想及び基本計画を策定してまいりたいと思っております。また、そのための部局として住民福祉課内に地域包括ケア推進室を設けるとともに、職員 1 名をせせらぎ会に派遣し、行政とせせらぎ会とのパイプ役としての役割を担っていただきます。28 年度末で 12 か所に拡大した高齢者等生活支援拠点施設「おいでん家」は、高齢者の寄り所としての機能だけでなく、地域及び世代を超えた交流拠点として、地域包括ケアシステムの一端を担えるような充実を図ってまいりたいと思っております。そして北設楽郡の地域医療連携では、郡内の公立医療機関が情報の共有化を図り、医療連携をさらに深めるために、本年度導入をさせていただきました電子カルテを活用した地域医療連携ネットワークシステムを整備してまいります。

次に保育サービスの充実を図りまして、保育園のあり方や延長保育などの保育環境の充実、さらには一時預かり、ファミリーサポートなどの制度や保育料の無料化についても引き続き検討してまいります。

また、中学生以下のインフルエンザ予防接種については、来年度から無料化とさせていただきたいと思っております。

さらには、公営塾についても 28 年度はアンケート調査等進めておりますが、引き続き保護者等とのヒアリングを重ねながら、実現に向けて検討してまいりたいと思っております。

2 つ目は、活力あるまちづくりであります。

観光による魅力向上と地域経済及び地域社会の活性化を進めるため、町民との協働により町を元気にする団体として、観光まちづくり協会の運営をこの 4 月からスタートをさせていただきたいと思っております。町民ひとり一人が楽しんで取り組みたいことを一緒に考え、観光につながる仕組みづくりを進め「美」をテーマにした地域資源の魅力発信に取り組みます。スタッフは 5 人体制でスタートし、そのうちの 2 名は新たに任用する地域おこし協力隊を充てます。

三遠南信自動車道東栄 I C 周辺整備は、昨日の全員協議会でも報告をさせていただきました。本年度検討した結果をもとに、この地域の魅力を発信する施設の整備を行うための基本構想を策定をしていきます。

イベントについては、チェンソーアート競技大会、星空おんがく祭、東栄フェスティバル及び和太鼓絆交流プロジェクト等のイベントを引き続き開催していきます。特に東栄フェスティバルについては、本年度実施した天竜川水系に伝わる伝統芸能の紹介を三遠南信地域の伝統芸能シリーズとして定着化していきたいと思っております。さらに、町の主要農産物である若鶏を PR するため、酉年にちなみ広く一般からの鶏料理のレシピを募る「チキングルメコンテスト」と、地元飲食店の鶏料理を巡る「チキングルメスタンプラリー」を「鶏の市」イベントとして開催をします。

振草川は、おいしい鮎の産地として多くの釣り客が訪れていただいておりますが、近年は担い手不足や釣り人の減少などから厳しい状況にあることから、組合さんとともに振草川活性化計画を策定し、多くの人を楽しんでいただけるような新たな事業に取り組んでいきます。

また、振草川漁業組合が実施する種の更新に向けた稚鮎試験放流に対して支援をしてまいります。

3 つ目は定住・交流を支えるまちづくりであります。

移住・定住をさらに促進するため、若者定住奨励金や移住者通勤支援などの支援事業を引き続き実施するとともに、空き家バンクも充実させ、移住希望者とのマッチングを積極的に図るとともに、空き家を定住希望者に賃貸・売買する場合に、修繕や動産移転等に対して助成する空き家活用支援を進めてまいります。また、平成 24 年度から 27 年度にかけて 10 戸実施しました、空き家活用住宅整備事業についても、平成 29 年度は 3 戸整備をします。今回は、改修予定の空き家については、先に移住希望者を決定し、改修内容を協議してから設計施工する形で実施をしたいと考えております。さらに、町で新築した延べ床面積約 30 坪の住宅を 35 年間家賃を支払って居住した移住者に対して、土地と建物を無償で譲渡する賃貸後譲渡型住宅を整備していきたいと思っております。この住宅も空き家活用住宅と同様、先に移住希望者を決定してから設計施工をしたいと考えております。

そして本年度から進めています地域ごとに抱える課題を洗い出し、地域の存続に結びつけるための集落カルテの充実を図るなど、集落支援も充実をさせてまいりたいと思っております。

4 つ目は協働によるまちづくりであります。

町政を進めるために、住民自治の考え方にに基づき多様な考え方や意見が反映され、地域で活躍している住民や団体等と行政が協働してまちづくりに取り組むための理念や仕組みをまちづくり基本条例として整備をします。

条例制定に向けては、平成 27 年度から公募によります住民や町職員等によりまして、身近な地域課題からまちづくりを考えるワークショップや先進地視察等を実施して検討を進めてきております。平成 29 年度には条例案を完成させる予定であります。

次に、全国には東栄町出身者で活躍している方が多くみえます。そうした方と現在東栄町に住んでいる方それぞれが情報交換や地域活動などに参加することで、かつての友人・知り合いなどにつながっていき「東栄の輪」を広げることを目的として「ふるさと応援隊」制度をスタートをしております。

以上重点施策等を述べさせていただきました。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、今議会に上程いたしました議案等につきましては、議案が 32 件、同意案が 1 件でございます。合わせて 33 件を上程をいたしました。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

では、各議案について簡略に説明をさせていただきます。

条例の制定、改正につきましては全部で 9 件でございます。その内容につきまして簡潔に説明をいたします。

議案第 2 号東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、東栄町賃貸後譲渡型住宅を建設するにあたりまして、譲渡型住宅の設置及び管理に関する事項を定める必要があるため制定するものであります。

議案第 3 号東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、東栄町特別職報酬等審議会の答申を受けまして町長の給料月額を改定するものであります。

議案第 4 号東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定については、財政状況が厳しい中でございますので、町長にあっては残す任期中の 2 年間 10%減とし、副町長及び教育長にあっては、1 年間 5%給料月額を減額するものであります。

議案第 5 号東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、非常勤職員に関する育児休業等の取得要件の緩和に係る規定を整備するものであります。

議案第 6 号東栄町町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、町民税における住宅取得特別控除の適用期限、法人町民税の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入を延期するものが主なものであります。

議案第 7 号東栄町国民健康保険条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額に係る所得判定基準を引き上げるとともに、保険料の賦課構成のうち資産割の項目を削除し、割合を変更するものであります。

議案第 8 号東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正については、東栄町公共建設発生土処理場へ搬入できる建設発生土の量が増えるため、1 m³あたりの単価を変更するものであります。

議案第 9 号東栄町簡易水道設置条例の一部改正及び議案第 10 号東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、簡易給水施設と飲料水供給施設を東栄町簡易水道に統合し、町内の水道を一本化するものであります。

議案第 11 号平成 28 年度一般会計補正予算についてですが、今回の補正は歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ 1,774 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 33 億 464 万 6 千円とするものであります。歳出における補正の内容は、大半が執行残の整理であります。増額補正の主なものとしては、総務費では、早期退職によります退職手当特別負担金の 866 万円の追加。民生費では、障害者自立支援給付費 847 万 6 千円、介護保険特別会計繰出金 131 万 1 千円の追加。衛生費では、簡易水道特別会計繰出金 1,142 万 7 千円を追加。農林水産業費では、あいち森と緑づくり事業委託料 940 万 8 千円の追加。商工費では、温泉施設の修繕料 127 万 3 千円の追加。諸支出金では、繰越金から財政調整基金に 4,000 万円、庁舎建設基金に 5,000 万円の積み立てをいたします。この補正の財源としましては、町税 273 万円、県支出金 649 万 1 千円、高齢者いきいき健康増進基金繰入金 127 万 3 千円、繰越金 7,469 万 1 千円を追加。一方で国庫支出金については 757 万 4 千円、使用料及び手数料 5,466 万 9 千円、町債 3,900 万円の減となっております。また、個人番号カード交付事業 29 万円、臨時福祉給付金給付事業 1,710 万 9 千円、畜産競争力強化整備事業 826 万 2 千円、農林漁業振興事業補助金 361 万円の繰越明許費につきましても、あわせて行うものであります。

議案第 12 号国民健康保険特別会計から議案第 18 号国保東栄病院事業特別会計までにつきましては、介護保険特別会計を除いて清算による減額補正であります。

介護保険特別会計は、保険給付費及び積立金により増額補正をするものであります。

議案第 19 号から議案第 32 号までの平成 29 年度各会計予算は、総額で 51 億 4,811 万 1 千円。前年度比 7.8%の減となっております。それでは、各会計ごとに説明をさせていただきます。

まず一般会計であります。予算の規模は、総額で 30 億 7,900 万円。前年度比 1 億 5,000 万円。4.6%の減となっております。主な事業につきましては、新規事業を中心に説明をさせていただきます。

まず総務関係ですが、昨年 11 月からスタートしました「ふるさと寄付金」制度をさらに充実するために、返礼品の種類を増やし民間サイトを活用したうえで、全国的な PR に努めるとともに、オンライン決済もできるようにします。寄付金額も、1,000 万円を目標に 549 万 8 千円を計上いたしました。観光まちづくり協会による元気なまちづくりを推進するために、協会に対する補助金として 540 万円を計上しました。地域おこし協力隊は、naori 事業の推進と観光まちづくり協会の運営に携わる隊員として 2 名任用し、計 4 名の活動費等に 1,463 万 9 千円を計上しております。移住定住対策としましては、賃貸後譲渡型住宅の設計費として 224 万 3 千円、定住促進空き家活用住宅 3 戸分の設計費として 149 万 1 千円を計上しました。これらは入居者が決定し、設計が確定次第工事費を追加補正させていただきたいと思っております。

住民福祉課関係では、町民の皆さんが人権に関心を持っていただけるよう東栄小学校における人権の花運動、イベントや人権教室などの経費として 115 万 2 千円を計上しました。おいでん家事業につきましては、主に支援員の人件費でございまして、1,819 万 5 千円を計上。子育て支援の一環として、中学生以下の生徒・児童を対象に、インフルエンザ予防接種の費用を全額助成し無料化する費用として、48 万 4 千円。

建設関係では、引き続き町道、橋梁及び林道等の整備のための予算を例年並みに確保するとともに、町営住宅につきましても、堀田住宅の屋根及び外壁等の改修の費用として 2,933 万 3 千円を計上しました。

経済課関係では、あいち森と緑づくり事業に 2,958 万円、移動販売事業に 184 万 9 千円を計上するとともに、林業関係及び鳥獣害対策事業関係予算は例年並みを確保しております。振草

川漁業組合が実施する稚鮎の試験放流に対する補助としましては、112 万 9 千円を計上しました。また、新規事業として「鶏の市」の開催費用として 200 万円を計上。自動火災報知機の設置が義務付けられております飲食店や旅館等に対して、その設置費の一部を補助するため 144 万 2 千円を計上。三遠南信自動車道周辺整備につきましては、基本構想策定費用として 750 万円を計上しております。

教育関係では、東栄中学校の屋内運動場屋根及び外壁塗装工事費用として 2,285 万 9 千円を計上しました。また、2 か年事業の最終年となります「シカウチ行事」調査事業には、337 万 9 千円を計上しております。

公債費では、東栄小学校整備費に係る起債元金の償還が 29 年度から始まります。前年度比 3,121 万 1 千円増の 3 億 6,416 万 4 千円を計上しております。

歳入の主なものは、町税については 3 億 2,824 万 9 千円で前年度比 784 万 1 千円の増。地方交付税は 16 億 4,570 万 1 千円で前年度比 870 万円の増であります。国県支出金 2 億 9,835 万 8 千円で前年度比 3,881 万 1 千円の減。繰越金 1 億円で前年度比 2,000 万円の増。町債が 2 億 3,090 万円で前年度比 1 億 4,280 万円の減であります。財源の不足分は、財政調整基金を 1 億 2,400 万円、減債基金 3,000 万円を取り崩しをしております。

平成 29 年度は、経常経費の比率が高い中ではありますけれども、第 6 次総合計画、総合戦略の実現に向け、町の将来に向けての礎となるべき予算編成をさせていただきました。町民目線を第一に掲げながら全力で取組んでいきたいと思っております。

次に国民健康保険特別会計でございます。後期高齢者支援金や保険給付が減少することにより前年度比 0.9%減。予算総額は 5 億 723 万 8 千円を計上。これに要する財源のうち、保険料は 6,132 万 3 千円を見込んでおります。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、愛知県をひとつにした広域連合で運営される後期高齢者医療保険の本町被保険者の保険料を扱うための特別会計でございます。歳入歳出予算総額は 1 億 3,674 万 3 千円を計上。前年度比 1.2%の増となっております。歳入の主なものは、被保険者の保険料と保険基盤安定と療養給付費の一般会計繰入金でございます。

次に介護保険特別会計でございますが。介護サービス給付費や包括支援体制整備費などの増によりまして、前年度比 6.8%増。6 億 976 万 8 千円を計上しております。生活支援コーディネーターを配置する生活支援体制整備事業と認知症総合支援事業を新規に取り組みを行います。

次に簡易水道特別会計につきましては、継続して実施をしてきました中央統合簡易水道建設事業が平成 29 年度が最終年となります。事業費も減少してきたことによりまして、前年度比 42.4%の 2 億 9,511 万 6 千円を計上しております。

次に公共下水道事業特別会計につきましては、平成 28 年度から継続して長寿命化計画策定事業を進めることによりまして。歳出予算の総額は、前年度比 2.1%増の 1 億 3,723 万 9 千円を計上しております。

次に農業集落排水事業特別会計につきましては、将来にわたり円滑な運用を行うために施設の耐震性や現在の状況などの調査設計を実施するために、前年度比 45.3%増の 3,688 万円を計上しております。

各財産区会計は、前年度と変わりはありません。

最後に国保東栄病院事業会計についてでございますが。3 条予算については、2 億 8,514 万

5千円を予算計上しております。支出ベースでは前年度比 13.7%の増であります。主な支出は、指定管理運営費交付金 3,800 万円、運営支援交付金 1 億 6,200 万円、減価償却費 6,654 万 7 千円でございます。4 条予算につきましては、収入 2,926 万 6 千円、支出は 6,060 万 1 千円を計上しております。支出ベースで前年度比 71.6%の大幅な減になっておりますが。主なものは、医療整備の基本構想及び基本計画策定の費用として 631 万 5 千円、地域医療連携ネットワークシステム整備の費用として 1,836 万円を計上しております。

平成 29 年度当初予算については以上でございます。

同意案第 1 号東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが。平成 29 年 3 月 31 日を持って 1 名の委員の任期が満了となりますので、新たな委員の選任をお願いするものでございます。

以上であります。副町長及び担当課長から詳細については説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

----- 教育方針説明 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 5、『教育方針説明』を行います。教育長の説明を求めます。

（「議長、教育長」の声）

議長（原田安生君）

教育長。

教育長（平松伸一君）

それでは、平成 29 年度の東栄町教育方針について説明させていただきます。本年が 2 回目となりますが、言葉足らずのところがありましたらご容赦をお願いしたいと存じます。

平成 27 年 4 月より教育委員会制度が改変され、教育行政に関して「総合教育会議」により町長と教育委員会の関係が強化される中「教育委員長」と「教育長」を一本化し「教育委員会の責任体制の明確化」が図られました。町長も教育の中立性・継続性・安全性の確保が重要であると認識されているところでもありますけれども、改めてその重さを感じているところでもあります。

平成 27 年 12 月に「新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」中央教育審議会より答申がなされ、それを踏まえて、平成 29 年 2 月に「新学習指導要領案」が公表されました。

その概要は「子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育てることで、確かな学力と豊かな心や健やかな体を育成する」ことと言われておりますけれども。道徳の特別教科化や小学校での英語授業の増加が確実な中、学校現場での課題も言われてきています。

東栄町では、以前から「天地人教育」を基に、基礎的・基本的な力を確実に身につけ、自ら学びとる子。命を大切にし、心身のたくましさと社会性を身につける子。郷土の自然・文化・歴史に学び、ふるさと東栄を愛する子たちを育てることを基本として進めてきております。

そして、それぞれ 1 校ずつの小学校、中学校の教育を連携し、子どもの学びと育ちに即し、

9年間を見通した教育課程・指導方法などの工夫・改善を図りながら教育を進めるとともに、一人一人が輝く教育を進めており、学校教育の基本として今後も進めてまいりたいと存じます。

重要な社会問題になっている「いじめ」につきまして、昨年度「東栄町いじめ防止基本方針」を策定いたしました。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。そして、いじめは「いつでも、どの学校でも起こりうる」と考えなくてはなりません。

28年度においては、本町小中学校での「いじめ」の事案は届けられておりませんが、常に子供たちのサインに気を配り、いかなる事態にも対応できる体制づくりが必要と考えます。29年度当初から、3町村足並みを揃える形で基本方針に基づいた対策委員会等を常設し対応したいと考えます。

さて、第6次の町総合計画を策定し、その教育関連施策を基本として東栄町教育大綱を策定いたしております。

学校教育においては、保育園から中学校までの各機関が連携して心と体の発達に適切に対応しながら、一人一人に応じたきめ細やかな教育を進め、天地人教育を基本に知・徳・体の調和のとれた教育を推進していきます。

また、小・中学校の施設・整備の充実を図るとともに、町外への就学を余儀なくされている高校生への適切な支援を行います。

29年度では、特別支援学級の継続設置及び特別支援教育支援員の継続配置や、小中学校へのALT派遣を継続いたします。

また、国際理解教育のための中学生の海外派遣事業も昨年と同様のRCA校を訪問校として交流ができるようカナダのサレー市への派遣を継続して実施します。

保小中の連携教育については、地域・家庭の協力を得ながら、平成26年度から実施している東栄町連携健康教育推進会議で子どもたちの健康増進や生活改善のための育成事業に取り組んでいますが、引き続き進めていきたいと考えています。

建設後40年以上経過する東栄中学校は、劣化が激しいことから大規模な改修が必要であり、29年度から計画的に実施しておりますが、29年度は屋内運動場の改修を図りたいと考えます。

子どもたちの学力を強化するため「公営塾」の開設を検討しております。保護者の方のご要望等を把握し、課題解決を図りながら進めてまいりたいと考えます。

高校生の就学支援のため通学費や授業料の一部助成を継続して行います。県立田口高校との連携型中高一貫教育において、28年度から東栄中学校でも一貫入試制度が適用されましたが、有効に活用され多くの卒業生が進学しています。郡内唯一の県立高校として、その存在意義を再認識し、さらなる連携教育推進を進めたいと考えます。

家庭・地域においては、家庭教育力の向上、児童の健全育成、子どもの居場所づくりを念頭に施策を進めます。そのため、親と子のふれあいの場、家庭教育の支援や放課後児童クラブの充実を進めます。また、行事等に子どもが参加しやすい環境づくりを支援していきます。29年度では、引き続き小学校5・6年生を対象とした英会話教室を開催いたします。

生涯学習・生涯スポーツにおいては、生涯学習講座の充実に努めるとともにスポーツ活動の充実に力を注ぎます。また、町民の活動の拠点となる総合社会教育文化施設の適切な管理と充実に努め、利用促進を図ります。このため、愛知大学との連携による「サマースクール」の

継続実施をはじめ、地域連携などにより各種講座の充実を図ってまいりたいと考えます。

総合社会教育文化施設ではグリーンハウスの利用拡大のため、東三河の高校・大学生の団体を対象に3月・7月・8月を除き、宿泊料金の半額化を継続実施いたします。また、B&G体育館を含めた施設の老朽化対策に、B&G財団の支援を受けるため、その改修工事の設計を行い、今後の適正管理に努めてまいりたいと存じます。

貴重な伝統文化を継承する後継者の支援を図るとともに、文化財の保存・継承環境づくりの支援のため、民俗文化財調査への補助を行います。29年度では、28年度から継続実施している「設楽のシカウチ行事」調査報告書の作成発刊を行いたいと考えます。また、後継者育成のための講習会等を開催いたします。

人権教育や国際化・国際交流の推進など多様な教育の場を提供するとともに、子どもの学力を強化する機会の提供を検討いたしたいと思ひます。

以上、29年度に向けた教育行政の運営の一部について説明させて頂きました。

教育委員会としましては、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、地域や学校と連携し、町当局と協議・調整を重ねながら教育の充実化を進めてまいりたいと存じます。議員各位のご理解、ご協力、そしてご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、その前に予めご理解を求めたいと思ひます。日程第37、議案第33号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について』、日程第38、同意案第1号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』。以上の2案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了いたしたいと思ひますので、ご了承のうえお願いをいたします。

----- 議案第2号 -----

議長（原田安生君）

それでは、日程第6、議案第2号『東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、地域支援課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

議案第2号東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。東栄町賃貸後譲渡型住宅の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年3月3日提出東栄町長村上孝治。

提案理由、この案を提出するのは、東栄町賃貸後譲渡型住宅を建設するにあたり、譲渡型住宅の設置及び管理に関する事項を定める必要があるからである。

それでは最初のページに戻っていただきまして、条文の順番に説明をさせていただきます。

まず第1条の趣旨は、譲渡型住宅を整備する目的を明記しています。初期投資を抑えての住宅確保を考慮することで、定住を促進すること。また集落での建設に関わることで、活性化の機運を高めたいという狙いがあります。

第2条の設置は、町で指定した建設地に申込者の希望を取り入れた設計をして、建設する旨等を明記しています。

第3条の定義は、譲渡型住宅の定義を定めたものです。

第4条の申込者の公募は、公募の方法を明記しています。

第5条の申込者の要件は、譲渡型住宅に入居出来る者の要件を列挙しています。

特に第1項第1号では、原則世帯主が40歳以下。ただし義務教育終了前の子どもを有する世帯は、世帯主の年齢を考慮すると決めました。

第6条の申込み及び決定は、入居の申込みは規則で定めるところによること。入居者として決定した場合は、通知する旨を定めたものです。

第9条の入居の手続きは、入居決定者の手続き事項を明記しています。

第10条の敷金は、規則に規定する額と定めていますが、規則では敷金は入居時における3か月分の家賃に相当する額となっております。

第13条の家賃も規則に定める規定する額と定めていますが、規則では用地費用、設計管理費用、造成費用、建築費用、必要経費の費用全額から35年間の月額を算出して決定します。

第14条の家賃の納付は、家賃の納付の仕方を定めたものです。

第15条の督促及び延滞金の徴収は、家賃を納期限までに納付しない者に対する取り扱いを定めたものです。

第16条の修繕費用の負担は、譲渡型住宅の修繕に要する町の費用負担について定めたものです。

第17条の入居者の費用負担義務は、入居者の費用負担の項目を明記しています。

第18条の入居者の保管義務等は、譲渡型住宅を適正に管理する義務があることを定めたものです。

第21条の禁止事項は、譲渡型住宅の入居者の禁止事項を定めたものです。

第23条の住宅の明け渡し請求は、入居者が家賃を滞納等した場合に住居の明け渡し請求が出来る規定です。

第26条の入居の継承は、退去後の新たな入居者の条件について定めたものです。

第27条の有償譲渡は、入居後10年を経過した入居者に対する有償譲渡の条件を定めたものです。

第28条の無償譲渡は、入居後35年を経過した者に対する無償譲渡の条件を定めたものです。

第30条の委任は、この条例の施行に関し必要な事項・様式などは規則で定めるとしたものです。

附則は、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

2 点お伺いいたします。1 つは、以前取り組まれた奈根の譲渡型住宅との関係なんですけども、今回の条例のそこでは、趣旨や設置のところで建設地を選定し既存集落が確保するという内容。それからその中において設計等は本人の希望においてというところの趣旨の部分があるわけなんですけども、全体としてこの譲渡型ということでは、これは奈根の住宅との関係とほぼ同じような管理・運営・対応するのかなどかというのが1 つ目です。

それからもう1 点は、他の町村でもやはり町長の大綱説明等にありましたように、定住で人口ビジョンどうしていくのかという点では、住宅政策大変重要になっているという点は共通するかと思います。今回のこの町の譲渡型住宅については、他の市町村等参考にしながら一定の成果を目指しているかと思いますが、その点ではどういうふうに事例等があったかどうか。その2 点をお伺いいたします。

（「議長、地域支援課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

1 点目、奈根の住宅等の違いということなんですけども、奈根の若者定住住宅は、平成5 年に建設したもので既に譲渡が終わっておりますけども、今回の譲渡型住宅は、それと少し異なる住宅ということで考えております。どういう点で異なるかというと、大きく3 点ございます。まず建設前に入居者を決めて、入居者の希望を設計に反映させるということが大きな違いです。それから2 点目につきましては、建設地につきましては地域から推薦された土地も候補地とすることを目指すということも考えております。それから3 点目ですけども、入居者が決まりましたら初期投資をなるべく抑える為に35 年間の家賃という設定も考えました。

それから2 点目の他市町村の参考をしたかというご質問ですけども、お隣の豊根村さんでこの譲渡型住宅をやっておられますので、その参考と、あと全国でも東北の方でもやっております、その自治体の参考もさせていただきました。以上でございます。

（「議長、1 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

そうしますと、この取り組みの運用そのものについては先ほどの第1 条と第2 条のこの特徴を前提にしながらということでしたので、実際の運用については奈根の譲渡型とそれ以下に

についてはほぼ同様というふうな理解でよろしいかどうかということと。

それからもう1点は、第2条のこの第3項と公営住宅法を適用しないというふうにはなっているんですけども、ここに在住する町民の皆さん、例えば外から見えた方も含めて、町の住宅に住むという点の共通性はあるわけですから、この譲渡型の住宅も今後の中では町の定住又は公営住宅・町営住宅の政策と整合していく必要があるかと思うんですけども、その点はどうか。

（「議長、地域支援課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

はい。1番議員さんのおっしゃるとおり町営住宅も現在空きがある状態もありますので、今後移住定住対策の住宅対策につきましては、各課連携して進めていきたいと思っております。

（「はい、議長9番」の声）

議長（原田安生君）

はい、9番。

9番（伊藤芳孝君）

定住促進ということで良いと思いますけど。1点ちょっと気になることがあったものですからお願いします。

昨日貰ったこの説明のペラの方には載っていないんですけど、対象者の要件の4項目2枚目の。単身者の場合は、将来婚姻し定住する意思のある者うちゅうことなんですけど、単身者うちゅうと割とこう身軽なんですね。そしてまた意思があると言ってもその時は意思があったけど、縁がなかったというふうなになり兼ねないし、この町の採用を見とつても若い人たちが最近辞めたりしたりがありました。そんなようなことで、このへんはどうかと。上の方な原則でいって複数の募集があれば、そういう人はもうカットしていくとなると思いますが、そのへんなんか考えがありますか。

（議長、地域支援課長）の声）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

はい。入居者の申込みをして、入居者を決める審査会を考えております。そういった場合、この第5条の要件の（4）単身者の方の場合も十分検討するわけですけども、優先順位は低い

方であろうかと考えております。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「はい、3番」の声）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（柴田吉夫君）

1点だけ確認をさせていただきますが、1条のところで、中段に集落の活性化の機運を高めるためにというような条文があります。それと2条の2のところで、町が指定した建設地に申込者の希望を取り入れた設計で建設すると。先ほど課長からは町が指定した土地、これは町有地というような形でいいのかなと思いますが。さらに地域が推薦をしたと言いますか、地域がここへ作ったらいかがでしょうかというようなことで、お話があった土地についても考慮していきたいというようなお考えだと思んですが、従来、公営住宅に限らず町営住宅っていうのは団地化されておったわけですが。これは要するに入居者のご希望と合わせかねて考えると、点在してこういう住宅が建設されていくということで。平成29年度の事業だけではなくて、引き続き希望があれば1年に1戸くらいずつの割合で建設をし、こういう譲渡型住宅を推進するというふうに理解をしてればいいのか。そこだけ確認をお願いします。

（「議長、地域支援課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

3番議員さんがおっしゃるとおり、将来的にそういった各地域にこういった譲渡型住宅が出来て、地域が活気づけば良いという考えでおります。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「2番」の声）

議長（原田安生君）

2番。

2番（伊藤紋次君）

今へき地の全国的な流れとして、住宅の集積ということが時々話題になってると思うんです

けど、そういう場合、町内の方でも新築するよりもこの事業を利用した方が良いという、こういうところ集まって来た方が良いという考えをもった方もあろうかと思うんですけど、ここで40歳以下という括りと、家屋がない人という括りがあるわけですけど、これを40歳以上でもとか、家屋がある人でもというそういう思いを持っている人がいると思うんですけど、そういう思いには対応するような考えがあるかないかお聞きしたいと思います。

（「議長、地域支援課長」の声）

議長（原田安生君）

地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

年齢40歳以下につきましては、条例の方でも入居の申し込みの要件としまして、第5条の第1項第1号ですけども、原則は40歳以下の世帯ということで、ただし義務教育終了前の子どもを有する世帯は、世帯主の年齢を考慮するというので、多少40歳以上でもそういった子どもを有する世帯は考慮したいと思っております。

町内に住宅・持ち家をもっていない方もこの譲渡型住宅の申込み要件に当てはめるということで考えております。

議長（原田安生君）

よろしいですか。はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。それでは、以上で議案第2号の質疑を打ち切ります。

<休憩 11:09～11:19>

----- 議案第3号・4号 -----

議長（原田安生君）

お諮りいたします。日程第7、議案第3号『東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について』及び、日程第8、議案第4号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』は関連がありますので、一括議題とし、質疑も一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって「日程第7 議案第3号」及び、「日程第8 議案第4

号」を一括議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤明博君）

議案第3号東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年3月3日提出東栄町長村上孝治。提案理由。この案を提出するのは、東栄町特別職報酬等審議会の答申を受けて給与月額を改定する必要があるからである。

新旧対照表でございますが。町長の給与月額55万円を63万6千円に改正するものでございます。経過を説明いたしますと、まず平成27年12月18日に開催しました特別職報酬等審議会で審議した結果、町長の報酬につきましては近隣町村と比較して支給額が1番低いということから、近隣町村との均衡を図るという観点から増額措置することが妥当であるとの答申を受けました。その答申を受けまして、平成28年10月20日に再度特別職報酬等審議会を開催し審査した結果、63万6千円に決定し、その答申を受けまして今回改正するものでございます。1枚目に戻っていただきまして、附則ですが、この条例は、平成29年4月1日から施行するということであります。

続けて、議案第4号の説明をさせていただきます。議案第4号東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について。東栄町長等の給与の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年3月3日提出東栄町長村上孝治。1枚はねていただきまして、提案理由でございますが、この案を提出するのは、町長、副町長及び教育長の給料月額を減ずるため必要があるからであるということであります。

それでは第1条から順番にご説明させていただきます。

まず第1条につきましては、この条例を定める趣旨を規定しております。

第2条につきましては、町長の給料月額の特例について規定をしております。29年4月から31年4月分まで町長の給与を10%減ずることを明記しております。

第3条につきましては、町長の期末手当の特例で期末手当の額の算定は、前条の規定による給料月額とすることの明記でございます。

第4条は、副町長と教育長の給料月額の特例で29年4月から30年3月分まで、副町長と教育長の給与を5%減ずることの明記でございます。

第5条につきましては、副町長と教育長の期末手当の特例でありまして。期末手当の額の算定は、前条の規定による給料月額とすることの明記でございます。

附則ですが、この条例は、29年4月1日から施行するということで、附則の2項につきましては、特例条例の廃止でございます。

この特例を加味しますと、最終的に町長の給料月額につきましては、先ほどの議案第3号の条例で63万6千円に改正し、この特例条例を適用して10%分減額しますと57万3千円ということでございます。副町長につきましては、現給料月額が54万5千円でございますので、5%

減額しますと 51 万 8 千円。教育長が現在 48 万円でございます、5 %減額しますと 45 万 6 千円ということになります。以上で議案第 3 号、第 4 号の説明を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 3 号及び議案第 4 号の説明が終わりました。これより一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

今提案説明があったように、報酬等審議会での答申というふうなことで近隣との関係となりました。ちなみに総務省の方で各自治体の特別職という点では、設楽町が現在 67 万 5 千円ですか。それから豊根村が 59 万 8 千円と、そういう点では答申のところで今回 63 万 6 千円という答申は、近隣含めて極めて客観的な位置付けをしたというふうに理解します。

もう 1 点は、もう 1 つはやはり基礎自治体を担う公職である町長の責任の重さという点を考えて含めると、近隣とバランスを取ると同時にその責任に応じた報酬とそういう点も必要かと思えます。その点でも報酬審議会ですういふ議論があったかどうかという点が 1 点。

それからもう 1 点は、財政が厳しい点では全国の自治体は共通しています。特に過疎地の自治体はその厳しさはさらに一層高まっているわけですが、今回のように減額の特別措置をしていくという自治体は、例えば愛知県 54 市町村又は県を越えて近隣のところで具体的にあるということで担当課の方把握してみえるんでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤明博君）

はい。まず報酬等審議会の議論の内容でございますが。先ほど申し上げました 12 月 18 日に開催した審議会、繰り返しますが近隣との市町村の均衡を保つということで、そういった答申を受けまして、28 年の 10 月 20 日に再度報酬等審議会を開催しまして、事務局案ということで 63 万 6,500 円で事務局案で提出をしております。

その協議した内容でございますが、63 万 6,500 円ですので 500 円の意図はあるかという議員からそういったご質問がありました。事務局としましては、設楽町と豊根村の半分ということで調度半分ということで、63 万 6,500 円の提示をしたということでございます。

他には、議員から金額につきましては、町の財政状況等を踏まえて提案されているかというそういったご質問ございました。それにつきましては、愛知県内ではなかなかそういった似たところはなくて、1 番似た町村でいきますと、人口的には飛島村が似とるんですが、財政的な規模がかなり違いますので、そういった近隣の町村で検討してその中間が妥当ではないかという提案させていただいたという回答をしております。

他に特に意見はなく、最終的に 500 円カットということで今回の 63 万 6 千円で提出したと。そういったことで、最終的に異議なしでその会議は終了しております。

それが会議の内容でして、あと減額の自治体の関係でございますが、近隣でいきますと設楽町・豊根村はやっておりませんが、市でございますが、新城市が今市長が 92 万 5 千円でございますが、今回のような特例を設けまして 83 万 3 千円ですね。10%の減で新城市の場合は特例でそういったことを設けております。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「はい、3 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（柴田吉夫君）

町長の報酬月額あるいは副町長・教育長、非常に重要な要職にある方でありますので、報酬等審議会がそういうことの諮問をし答申を受けたということは、特段異論があるわけではありませんが、それを受けて特例を設けたという、東栄町として町長が 100 分の 10 あるいは副町長と教育長は 100 分の 5 を減ずるということの根拠は、どういうものを根拠にして今回この条例改正を出してきたのか。その理由をお聞かせください。

私は 63 万 6 千円でも良いのかなと思っておりますが、執行部の方で 100 分の 10 あるいは 100 分の 5 を減じたというそもそもの根っこの部分について、課長の考え方、あるいは提出をした考え方について質問をさせていただきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

答申が先ほど言いましたように、27 年度の報酬等審議会そして 28 年度の報酬等審議会も同じく先ほど総務課長が言ったような答申をいただきました。そういった中、やはり今までの過去ずっと私は役場職員だったので承知をしとるんですが、本則をいじって町長の給与を決めたというような状況の中で、愛知県の中で特質して低いという状況でございました。これは議員皆さんもご存じだと思いますが。そういった状況の中でございましたし、そういった状況の中で、本則今回いただいたものの中で条例改正をさせていただいたという状況であります。

そしてまた減額の特例につきましては、当然私の任期中でありますので、今回私は 2 年間 10%のカットをさせていただきたいという申し出をその答申の時にもさせていただきました。

これは何故かと言いますと、現在愛知県の中で 1 番低いのは豊根村でございます。豊根村の村長さんが 1 番低いわけでございます。60 万切っておりますが。そういった中私が 10%カットしていただいた状況の中、やはり所得推計を見ましても、東栄町の自主財源等を見ましても

1 番低いわけでございます。

従いまして、現在 10%カットさせていただきますと豊根村の村長さんより低いという状況があります。これが良いかどうかは別としましても、私はそういう状況の中でこの 2 年間予算を組んできた状況の中でも、やはり非常に経常経費がかさんでいく中、これから先まだ起債の償還もピーク時はこれからでもあります。そういった状況の中でございますので、私も今回の中の 10%カットさせていただいたという状況であります。

そして副町長・教育長にも同じくそういった状況の中をご理解いただいた中で、ご了解をいただいて 1 年間という再来年の状況はわかりませんが、長い目でみますとこのまま良くなる状況が今のところ見出せないところでありますので、ご理解をいただいて 5 % のカットをお願いしたというような状況であります。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、6 番」の声）

議長（原田安生君）

6 番。

6 番（森田昭夫君）

私からも 3 番議員と同じような質問になるかもしれませんが、この 55 万というのは私が実は町長の職務の時に制定させていただいた金額です。これは以前の町長の職から 20%減額して、およそこのくらいにして。何故条例に制定したかという、後のいわゆる年金だとか退職金の関係に影響するものですから、一時的なカットでは町村の組合の方は上手くないということもあって、きちんとした条例の制定にしてほしいということもあって制定した。この時の金額であります。

今町長から答弁のあったとおり、非常に東栄町財政状況厳しい。しかもこれ一般会計の予算の中でもいろいろ質問していきたいと思うんですが、基金を取り崩さなければ予算が組めない状況である時に、いくら報酬等審議会から答申されたからといって、報酬等審議会が答申した金額だから上げなきゃならないということではないと思います。

もちろん私も在職中に報酬等審議会が給料を上げたらどうだということ何度も言われましたけども、それは自分の政治姿勢として上げることはできない。1 番安い金額で十分だと。これでも職員の中では 1 番高い給料であるということやってきたわけです。

その後、今愛知県下で 1 番安いというふうに話出てましたけども、愛知県下で 1 番低い給料は名古屋市長ではないかなと思います。次の選挙で噂されている別の方、今の現職の名古屋市長以外の噂されている方も給料は今のまま変えないということ言ってますので、どちらが当選されるかわかりませんが、それでもどちらが当選されても給料変えないと言ってますので、名古屋市の市長が 1 番安いんじゃないかなと。年間 800 万だったと思います。

ですから、1 つのこれ方針というか考え方・やり方という町長の方針として、今の 3 番の議員と同じように 2 つの条例を作ってこうして減額しなくても、このままいけば自動的に今度 2 年度には自動的に選挙終わった後には給料が上がるわけですので、ここできちんと固定化して

しまっておくべきではないのかなと思いますが、そのへんの考え方は。

くどいようですが、特に東栄町はそういったことで財政状況は厳しいということもあって、ある意味住民に対するパフォーマンスっていう言い方はないんですが、住民に対しての説明もつくんではないかなと思うんですが。

私からも改めてここで2つ並べなければならない、条例を2つ出さなきゃならないというもう少し根拠をお伺いしたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

答申の中にもありますように、全国の中の類団体の状況もありますし、そういった中の状況2年間答申をいただきました。

従いまして、本則についてはそういう状況で改正をさせていただき、その中で先ほど言いましたように理由を述べさせたとおりでありますので、そういったことで減額をして特例を条例でやらさせていただきたいと思います。

あとのところにつきましては、今後2年間の中でまた当然その改選時期が来ますので、その時の状況の中でどなたかなられるかわかりませんが、そういう状況の中でありますので、私はやはり答申の中に2年間いただいたとおり、やはり近隣町村の状況、そして全国にある類団体の中も、当然東栄町の場合1の2ですかね、というような状況の中の類団体の中でありますので、そういった状況も加味した中で、そういう答申を報酬等審議会の中で議論していただきました。私はこれで進めさせていただきたいと。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。はい、それでは以上で議案第3号及び議案第4号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第5号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第9、議案第5号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤明博君）

議案第5号東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年3月3日提

出東栄町長村上孝治。

提案理由。この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、非常勤職員に関する育児休業等の取得要件の緩和に係る規定の整備をする必要があるからであるでございます。

新旧対照表でございます。まず、第2条第1項第3号のアでございますが、育児休業をすること出来る非常勤職員の条件の緩和を明記しております。

第2条の2につきましては、12月議会に提出しました職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正する条例と同じ規定でありまして、養子縁組里親として委託されている当該児童の規定を明記してございます。

第2条の3の3号と第2条の4見出しにつきましては、表現の仕方の改正でございます。

第3条につきましては、育児休業している職員の関係で、1号は産前の休業始め又出産したことで育児休業の承認の効力を失った後、産前の休業又は出産に係る子が死亡した場合と養子縁組等により職員と別居することとなった場合の規定でございます。2号も育児休業している職員の関係で、第5条に規定する理由に該当したことにより育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が前号のア・イに該当する場合と民法と児童福祉法のそれぞれの規定による措置が解除された場合の規定でございます。7号につきましては、条文を新設したことによる条の繰り下げでございます。

第10条は、育児短時間勤務の職員で3条と同じ規定に該当した場合の規定でございます。

第20条は、まず第2項の条文中養育を保育に改めることと、介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認の規定の改正でございます。第3項は、非常勤職員に対する部分休業の承認についてを規定しております。

ちなみにこの条例で規定する非常勤職員の該当職員はありません。

附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するということであります。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第5号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第6号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第10、議案第6号『東栄町町税条例等の一部改正について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤知幸君）

議案第 6 号東栄町町税条例等の一部改正について。東栄町町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

提案理由、この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、東栄町町税条例の一部を改正する必要があるからである。

それでは、今回の町税条例の改正の概要について説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律の一部を改正する法律が平成 28 年 11 月 28 日に公布され、消費税の 10%への引き上げ実施時期が平成 31 年 10 月 1 日に延期となったことに伴う条例改正であります。

新旧対照表の 3 分の 1 ページ、東栄町町税条例等の一部を改正する条例第 1 条関係から説明させていただきます。

この改正条例は、主に町民税の申告における住宅借入金等特別控除の入居時期の適用期限が、平成 31 年から 33 年まで延長となる改正であります。

住宅借入金等特別控除は、居住用家屋の新築購入増築をして平成 11 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に入居し、居住日以降その年の 12 月 31 日まで引き続いて自己の居住のように供している場合において、その住宅取得のための一定の借入金等を有する場合に入居した日の属する年分から 10 年間、一定の方法で算出した住宅借入金等特別控除の控除を受けることが出来るものでありますが、対象となる入居年限の延長に合わせ、町民税への控除適用年限も平成 41 年度から 43 年度まで延長となります。

続いて、35 分の 1 ページでございますけれども、第 2 条関係であります、12 月議会において、改正議決いただきました税条例の内、法人町民税の税率 9.7%から 6%への引き下げ改正と、軽自動車税において、自動車取得税廃止に伴う環境性能割が創設される改正 2 点について、消費税引き上げ時期が平成 31 年 10 月 1 日に延期されたことに伴い、施行期日も平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日に延期するものであります。

12 月議会において改正された改正条例のそれぞれの条項の改正部分から、今回延期となる改正部分を抜き出し、東栄町町税条例の一部を改正する条例第 1 条の 2 として 1 条の次に加えております。

また東栄町町税条例等の一部を改正する条例附則第 1 条第 3 項で施行期日を規定しております。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 6 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 6 号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 7 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声）

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 7 号東栄町国民健康保険条例の一部改正について。東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、3 つの改正がございます。1 つ目は、地方税法の一部改正に伴う所得割額の算定方法の改正であります。2 つ目は、保険料の資産割を廃止し 4 方式から 3 方式へ改正するものであります。3 つ目は、保険料軽減判定所得についての改正でございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、まず 3 分の 1 ページから 3 分の 3 ページをご覧くださいと思います。

第 9 条から第 17 条までの改正は、地方税法の一部改正に伴う改正で、株式等の譲渡所得等分離課税制度について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等に区分され、別々の分離課税制度となるため、それとの整合を図るための改正をするものでございます。

次に、7 分の 1 ページから 7 分の 5 ページ。第 8 条から第 11 条の改正は、保険料賦課の構成から資産割を廃止し、4 方式から 3 方式へ改正するもので、現行の所得割 46%、資産割 4%、均等割 30%、平等割 20%から資産割を廃止し、所得割を 50%、均等割と平等割は同率になりますがその 3 方式へ改正するものでございます。

なお、資産割の廃止につきましては、この 2 月 16 日に開催しました国民健康保険運営協議会で承認をいただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

3 つ目ですが、7 分の 6 ページから 7 分の 7 ページ。第 17 条の改正は、保険料軽減判定所得を 5 割軽減は 27 万円、2 割軽減は 49 万円に改正するものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由。この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げると伴に、保険料の賦課構成の割合を改めるために必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第 7 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 7 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 8 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 12、議案第 8 号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声）

議長（原田安生君）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

議案第 8 号東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

提案理由。この案を提出するのは、東栄町公共建設発生土処理場へ搬入できる建設発生土の変更に伴い、1 m³あたりの単位を変更する必要があるからである。

新旧対照表をご覧ください。別表第 2 中 1 m³あたりの単価を 380 円を 210 円に改める。

裏面をご覧ください。単価の計算の資料が添付してございます。表の 1 番上の欄に、受入土量の予定土量を記入してあります。平成 27 年度に残土処分場の追加買収を行なったため、受入予定土量が 20 万 m³増加し、62 万 m³となりました。

単価の算出方法は、処理場の用地費・伐採費など整備に要した金額の合計を受入土量で割った数字となるのですが、今回は変更でございますので、表中の右下に計算式を入れてありますけれども、整備に要する金額の合計から収入済の金額を引いたものを全体の受入予定土量から搬入済の土量を引いた土量で割った数字を 10 円単位に切り上げまして 210 円と算出させていただいております。

附則。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。お願いします。

議長（原田安生君）

議案第 8 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

2 点お伺いしたいんですけども、1 つは今説明があったこの算定表ということで資料の説明もありました。これで合計金額を受入の土の量で割っていくということで、この単価が決まっ

ていくというふうなことですけども、当初から今回含めて、2回目の変更ということです。今後この受入の全体の見込みがどういうふうに変化していくのかという見通しについてお伺いしたいことと、それからこれは、これ関わってなんですけど、今回の補正予算のところでも使用料・手数料のところ、公共建設発生土の処理場使用料減額が全体に使用量・手数料の減額になっているんだというふうに補正で述べられていますし、それから当初予算のところでも拠出金のところで、この公共建設発生土処理場使用料の減額が財政調整基金の積立に影響すると書いてあるわけですね。

そうするとこれは同時にこの変化の見通しは、財政にとっても大変重要な内容になるかと思っていますので。その点も含めてご回答いただければと思います。

（「議長、事業課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

ただ今のご質問でございますけれども、算定表をご覧くださいましたように、当初 95 万 1 千 m³の予定でございましたけれども、現地処理場の状況によりまして 42 万 m³に減ったわけでございます。そして、今回また用地買収しまして 20 万 m³増えたということで、この2回目の変更が生じたわけでございます。

この単価の算定の方法としましては、先ほど説明しましたとおり用地処理場整備に要した金額を土量で割り返しまして、その分だけ町の方に入れていただくという計算でございます。

今後につきましては、この 62 万 m³とここに書いてありますとおり予定土量でございますので、またここから先詳細な数字が決まり次第、また1年後あるいは2年後にまた単価の方を精査させていただきたいということになると思います。

それから予算の方の見込みでございますけれども、これ工事の進捗状況と大変密接となっておりますので、工事で本年度もっと搬入する見込みがあるということで当初予算に上げさせていただいたわけですが、その見込みだけ搬入がなかったということで補正予算でおとさせていただきまして、また来年度の国の方に搬入の見込みを聞きまして、その数字を今度当初予算でも上げさせていただくという状況でございます。以上でございます。

（「議長、1 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

そうしますと、今後工事の進捗によってこの算定表のまた改定というか改正というか、それに变化があるということと、それから合わせて一応財政についても、それを見通しながらだけでも現実的な財政の年度の確定する中においては、この手数料収入ということがまた変わっ

てくるという理解でいいですか。今後に変化していくということで。

（「議長」の声）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

最終的な考え方としましては、ここにかかった費用を回収するということでもありますので、全体の工事が終われば、ここで今出てる金額合計で1億9,300万ほどのお金が掛かりましたので、これをこの使用料で最終的には回収していきますよと、そういうそういうことでもありますので、うちのかかった経費をそのまま戻しておりますので、今後の財政状況の中で、これが直接的に・・・＜聞き取れず＞と。当初今財調に戻しておるのは、当初用地の買収とか物件補償等かかった経費につきましては、財政調整基金を使わせていただきました。追加買収の時もそうでしたが、そういったこともありまして、財調に戻してるということでもありますので、そういったお考えでいただければお分かりになるかと思っておりますので。

決してうちが最終的に損をするだとか、得をするということがないということだけご理解をいただければと思います。

議長（原田安生君）

よろしいですね。はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第8号の質疑を打ち切ります。

＜休憩 11：58～13：00＞

----- 議案第9号・10号 -----

議長（原田安生君）

お諮りいたします。日程第13、議案第9号『東栄町簡易水道設置条例の一部改正について』及び、日程第14、議案第10号『東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について』は関連がありますので、一括議題として、質疑も一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって「日程第13、議案第9号」及び「日程第14、議案第

10 号」を一括議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声）

議長（原田安生君）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

議案第 9 号東栄町簡易水道設置条例の一部改正について。東栄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

提案理由。この案を提出するのは、簡易水道を統合するにあたり、区域を拡張するために東栄町簡易水道設置条例の一部を改正する必要があるからである。

新旧対照表をご覧ください。水道の事業統合計画によりまして、中央簡易水道・振草簡易水道・三輪簡易水道と桑原の飲料水供給施設・新畑簡易給水施設・古戸川合の簡易給水施設・尾々簡易給水施設を統合いたしまして、町内 1 つの簡易水道とするものでございます。表中の名称につきましては、改正後は東栄簡易水道 1 つとなります。給水区域につきましては、桑原飲料水供給施設・新畑・古戸河合・尾々簡易給水施設の区域を組みまして、区域の拡張となっております。給水人口・給水量につきましては、改正後は給水人口 2,619 人。1 日最大 2,601 m³となっております。

この数値につきましては、東栄町第 6 次総合計画の平成 37 年度の目標人口の 2,700 人に水道施設ごとに推計結果を基に、補正を加え算出した数字でございます。

附則。この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 10 号をお願いします。

議案第 10 号東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

提案理由。この案を提出するのは、簡易水道の統合に伴い飲料水供給施設及び簡易給水施設を廃止する必要があるからである。

この案につきましては、議案第 9 号の東栄町簡易水道設置条例の一部改正による簡易水道統合に伴いまして、東栄町飲料水供給施設・簡易給水施設も統合するため、同日付けでこの条例も廃止するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 9 号及び議案第 10 号の説明が終わりました。これより一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 9 号及び議案第 10 号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 11 号『平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 11 号平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について。平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）。平成 28 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 17,748 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,304,646 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第 2 条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表繰越明許費」による。

地方債の補正、第 3 条既定の地方債の変更は「第 3 表地方債補正」による

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款町税 2,730 千円。3 款利子割交付金 200 千円の減。12 款使用料及び手数料 54,669 千円の減。13 款国庫支出金 7,574 千円の減。14 款県支出金 6,491 千円。15 款財産収入 700 千円の減。16 款寄付金 555 千円。17 款繰入金 1,273 千円。18 款繰越金 74,691 千円。19 款諸収入 1,345 千円の減。20 款町債 39,000 千円の減。計 17,748 千円。合計 3,304,646 千円。

歳出、1 款議会費 337 千円の減。2 款総務費 7,311 千円の減。3 款民生費 4,889 千円。4 款衛生費 28,334 千円の減。5 款農林水産業費 4,696 千円の減。6 款商工費 1,904 千円。7 款土木費 13,911 千円の減。8 款消防費 3,275 千円の減。9 款教育費 9,200 千円の減。11 款公債費 920 千円の減。12 款諸支出金 43,443 千円。歳出合計 17,748 千円の減。合計 3,304,646 千円。

第 2 表繰越明許費、款・項・事業名・金額と読みさせていただきます。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、290 千円。3 款民生費 1 項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）、17,109 千円。5 款農林水産業費 2 項農業費、畜産競争力強化整備事業補助金、8,262 千円。5 款農林水産業費 2 項農業費、農林漁業振興事業補助金（畜産競争力強化整備事業）、3,610 千円。

第 3 表地方債補正。変更。起債の目的、医療機器等整備。補正後限度額 41,000 千円。起債

の方法・利率・償還の方法については、変更ございません。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。まず、全般的なことですが、人件費につきましては、2名の早期退職による退職手当特別負担金などによる増。共済費の内、追加費用の精算などによる減などにより総額で549万7千円の増額補正となっています。

それでは、個別の説明をさせていただきます。なお、個別の人件費につきましては説明を省略させていただきます。また、今回の補正につきましては、精算による減額補正が主なものがありますので、それらについても説明の方も省略をさせていただきます。

23 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 7 節の臨時職員賃金は、職員 2 名分の実績見込みによる増です。14 節有料道路通行料は、同じく実績見込みにより不足が生じたことによる増です。4 目財産管理費 13 節環境整備等委託料は、旧関谷家の不用品処分と周辺整備のための経費です。24 ページは実績見込みによる精算です。25 ページ 8 目とうえい健康の館施設費は、使用料減による財源更正です。11 目町営バス運営対策費の 11 節修繕料は、バスの修繕が増えたことによる増額であります。26 ページは財源更正。27 ページから 29 ページは、すべて実績見込みによる精算であります。

30 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉費 19 節タクシー券給付補助は、12 月議会で増額補正させていただきましたが、さらに利用の増加が見込めるため増額をするものです。3 目障害者福祉費の 19 節障害者施設等通所交通費助成金は、対象者が当初の 8 名から 2 名増の 10 名になったことによる増額です。20 節障害者自立支援給付費は、主に就労支援にかかる給付が伸びたことによる増額です。4 目老人福祉費 13 節食の自立支援事業委託料は、当初の見込みより配食の食数が増えたことによる増額です。28 節介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金は、それぞれの会計の補正による増額です。8 目食生活支援センター活動費 11 節光熱水費は、実績から電気料が不足する見込みであることから増額するものです。31 ページ 2 項 2 目保育園費 11 節燃料費と光熱水費は、実績から不足が生じる見込みであることから増額するものです。賄材料費は、当初の算定に誤りがあったことにより不足が生じるため増額するものです。

32 ページ 4 款 1 項 3 目環境衛生費 28 節は、簡易水道特別会計の補正による増額です。33 ページから 35 ページまでは、すべて実績見込みによる精算です。

36 ページ 5 款 2 項 2 目林業振興費 13 節有害鳥獣駆除委託料は、ニホンジカの捕獲数が予定より上回る見込みであることから増額するものです。19 節中小企業退職金共済制度掛金助成事業補助金は、対象者が 2 名増えたことによる増額です。4 目森林整備費 13 節あいち森と緑づくり事業委託金は、県からの委託料が増額されたことによるものです。

37 ページ 6 款 1 項 3 目観光費 11 節の修繕料は、観光まちづくり協会の事務室改修費用のうち、国の交付金で執行できないものについて増額するものです。13 節の公衆便所浄化槽等清掃管理委託料と千代姫コテージ等清掃管理委託料は実績見込みによる増額です。5 目温泉施設費 11 節修繕料は、給水給湯関係の部署での漏水等が発生したことによる増額です。38 ページから 39 ページまではすべて実績見込みによる精算であります。

40 ページ 7 款 3 項 1 目住宅管理費 11 節の修繕料は、新たな入居に備え、床、壁等の修繕をする必要が生じ、現在の予算では不足が生じるため増額するものです。41 ページは実績見込みによる精算です。

42 ページ 8 款 1 項 3 目消防施設費 12 節手数料は、3 か所の消防詰所のし尿汲み取りを追加

することによる増額です。5 目防災諸費 18 節職員防災服等購入費は、新年度採用する職員の防災服を購入するものです。43 ページは実績見込みによる精算です。

44 ページ9 款2 項3 目18 節教壇購入は、当初は県の木の香る学校づくり推進事業費補助金で教壇を整備する予定でしたが、小学校で6 年間使用した椅子と机を中学校で引き続き使用するため、天板を取り換える事業に変更したことによる減額です。45 ページから 48 ページまではすべて実績見込みによる精算です。49 ページ7 項1 目森林体験交流施設費 13 節施設運営維持管理委託料は、利用者が増えたことにより館内及びバンガロー等の清掃回数が増えたことによる増額です。

50 ページは、実績見込みによる精算です。

51 ページ12 款1 項1 目財政調整基金費 25 節の積立金は、公共建設発生土処理場使用料が土量の減により減額しましたが、新たに次年度以降に備え一般財源 4,000 万円を積み立てるものです。52 ページ7 項1 目庁舎建設等基金費 25 節積立金につきましても、昨年度は積立ができませんでしたので、建設に備え 5,000 万円積み立てるものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。3 ページをお開きください。

1 款1 項2 目の法人は、法人町民税の均等割、法人税割とも当初の見込みより増えたことによる増額です。1 目の個人と4 ページ2 項1 目固定資産税については、滞納繰越分の歳入見込み額を増額するものです。

5 ページの3 款利子割交付金、6 ページから8 ページの12 款使用料及び手数料は、収入見込みによる増減であります。

9 ページから14 ページまでの13 款国庫支出金及び14 款県支出金は、それぞれ給付費等の実績見込みによる増減、事業実施の精算による増減によるものです。

15 ページ15 款財産収入は、歳入見込みによる減額です。

16 ページ16 款1 項1 目一般寄付金の東栄ふるさと寄付金は、歳入を260 万円と見込み増額するものです。

17 ページ17 款2 項1 目高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉の修繕にともない増額するものです。

18 ページ18 款繰越金は、今回の補正の財源不足分を計上してありますが、主に基金の積立てに充てられます。

19 ページから20 ページは歳入見込みによるものです。

21 ページの20 款町債は、事業費確定に伴うものです。

次に53 ページから56 ページにつきましても、年度内に事業が完了できない4 事業について、翌年度に繰り越しをさせていただく明許費の内訳であります。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第11 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

補正予算説明書の「歳出」からお願いいたします。22 ページから29 ページまで。1 款・議会費、2 款・総務費。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。30 ページから 33 ページまで。3 款・民生費、4 款・衛生費。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。それでは、34 ページから 41 ページまで。5 款・農林水産業費、6 款・商工費、7 款・土木費。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。42 ページから 49 ページまで。8 款・消防費、9 款・教育費。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

50 ページから 56 ページまで。11 款・公債費、12 款・諸支出金、繰越明許費。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。以上で「歳出」を終わり、次に「歳入」に入ります。「歳入」は歳入全般について質疑をお願いします。3 ページから 21 ページまで。質疑はございませんか。
（「議長、1 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（加藤彰男君）

歳入のところですけども、21 ページの町債のところ、この補正予算の説明のところですけども、そこ、このところで、町債は医療機器等設備のところで全体の事業を圧縮出来たことに起債減額というふうになってますけども、少しちょっとこのあたりのご説明をお願いいたします。

（「議長」の声）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の補正ちょっと説明が足りませんでしたが、一応事業については、ほぼ完了しました。今回補正をさせていただきますのは、衛生債の中で特にあと病院関係の特別会計にも関係してきますが、電子カルテの方の事業が終了して、事業費がかなり落ちましたのでその分起債とし

ていたものを今回減額させていただくということになります。

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 11 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 12 号・13 号・14 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 16、議案第 12 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』、日程第 17、議案第 13 号『平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』、日程第 18、議案第 14 号『平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の 3 案件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、「日程第 16、議案第 12 号」から「日程第 18、議案第 14 号」までの 3 案件を一括議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声）

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

それでは、予算書の 9 ページからお願いをいたします。

議案第 12 号平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 55,002 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 457,883 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款国民健康保険料 4,571 千円の減。2 款使用料及び手数料 12 千円。3 款国庫支出金 9,698 千円の減。4 款療養給付費交付金 9,434 千円の減。5 款前期高齢者交付金 26,624 千円の減。6 款県支出金 100 千円の増。7 款共同事業交付金 12,623 千円の減。9 款繰入金 7,771 千円の増。11 款諸収入 65 千円の増。歳入合計 55,002 千円の減。計 457,883 千円。

歳出、1 款総務費 49 千円の減。2 款保険給付費 50,292 千円の減。3 款後期高齢者支援金等 172 千円の減。4 款前期高齢者納付金 32 千円の減。6 款介護納付金 106 千円の減。7 款共同事業拠出金 4,096 千円の減。8 款保健事業費 255 千円の減。歳出合計 55,002 千円の減です。計 457,883 千円。

説明書の方の 69 ページをお願いいたします。いずれも実績見込み又は確定等による補正ですので、朗読で説明に代えさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 49 千円の減。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費 38,390 千円の減。2 目退職被保険者等療養給付費 3,991 千円の減。3 目一般被保険者療養費 1,333 千円の減。4 目退職被保険者等療養費 40 千円の減。5 目審査支払手数料 38 千円の減。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 5,000 千円の減。2 目退職被保険者等高額療養費 1,500 千円の減。2 款 4 項 1 目出産育児一時金は財源更正でございます。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 172 千円の減。4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金 32 千円の減。6 款 1 項 1 目介護納付金 106 千円の減。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 620 千円の増。4 目保険財政共同安定化事業拠出金 4,716 千円の減。8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費これは財源更正でございます。8 款 2 項 1 目保健事業費 255 千円の減。

歳入の 59 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料 4,146 千円の減。2 目退職被保険者等国民健康保険料 425 千円の減。2 款 1 項 1 目督促手数料 12 千円の増。3 款 1 項 1 目療養給付費負担金 9,798 千円の減。2 目特定健診等負担金 55 千円の減。3 目高額医療費共同事業負担金 155 千円の増。4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 9,434 千円の減。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 26,624 千円の減。6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 155 千円の増。2 目特定健診等負担金 55 千円の減。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 4,895 千円の減。2 目保険財政共同安定化事業交付金 7,728 千円の減。9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,729 千円の減。9 款 2 項 1 目基金繰入金 9,500 千円の増。11 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金 65 千円の増。

次に、後期高齢者の方ですので、補正予算書の 13 ページをお願いいたします。

議案第 13 号平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,298 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138,864 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款後期高齢者医療保険料 2,527 千円の減。3 款繰入金 229 千円の増。歳入合計 2,298 千円の減。計 138,864 千円。

歳出、2 款後期高齢者医療広域連合給付金 2,298 千円の減。3 款後期高齢者医療費これは 0 でございます。歳出合計 2,298 千円の減。計 138,864 千円。

予算説明書の 83 ページをご覧ください。歳出です。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 2,298 千円。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費これは財源更正になります。

81 ページをお願いをいたします。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 2,527 千円の減。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 229 千円の増でございます。

次に、予算書の 17 ページをお願いをいたします。介護保険の方になります。

議案第 14 号平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,734 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 613,123 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款保険料 14,959 千円の増。3 款国庫支出金 75 千円の減。4 款支払基金交付金 6,216 千円の減。5 款県支出金 460 千円の減。6 款繰入金 1,311 千円の増。7 款繰越金 22,215 千円の増。歳入合計 31,734 千円の増。計 613,123 千円。

歳出、1 款総務費 29 千円の増。2 款保険給付費 9,780 千円の増。3 款地域支援事業費は 0。4 款基金積立金 20,888 千円。5 款諸支出金 1,037 千円。歳出合計 31,734 千円の増。計 613,123 千円。

説明書の 95 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 70 千円の増。1 款 3 項 1 目介護認定審査会費 91 千円の減。2 目認定調査等費 50 千円の増。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費 6,900 千円の増。2 目施設介護サービス給付費 2,000 千円の減。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費 2,360 千円の増。2 款 3 項 1 目審査支払手数料 20 千円の増。2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 1,000 千円の増。2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費財源更正でございます。2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 1,500 千円の増。2 款 7 項 1 目特定入所者介護予防サービス費これは財源更正でございます。そのあとの介護予防ケアマネジメント事業費についても財源更正でございます。4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 20,888 千円ということで、今年度末には 20,888 千円の積立金をしたいというふうに考えております。5 款 1 項 2 目償還金 1,037 千円の増。

歳入の方へお願いをします。87 ページになります。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 14,959 千円の増。3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1,377 千円の増。3 款 2 項 1 目調整交付金 1,330 千円の減。3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業）122 千円の減。4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 6,216 千円の減。5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 399 千円の減。5 款 2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業）61 千円の減。6 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 1,225 千円の増。3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業）76 千円の増。4 目低所得者保険料軽減繰入金 81 千円の減。5 目その他一般会計繰入金 91 千円の増。7 款 1 項 1 目繰越金 22,215 千円の増。

以上よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

議案第 12 号から議案第 14 号までの説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第 12 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 59 ページから 78 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 12 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 13 号『平成 28 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 81 ページから 84 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 13 号の質疑を打ち切ります。次に、議案第 14 号『平成 28 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いをいたします。補正予算説明書の 87 ページから 106 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 14 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 15 号・16 号・17 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。日程第 19、議案第 15 号『平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』日程第 20、議案第 16 号『平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』日程第 21、議案第 17 号『平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の 3 案件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、「日程第 19、議案第 15 号」から「日程第 21、議案第 17 号」までの 3 案件を一括議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声）

議長（原田安生君）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

補正予算書の 21 ページをご覧ください。

議案第 15 号平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について。平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,048 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 488,702 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第 2 条既定の地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款分担金及び負担金 1,782 千円。2 款使用料及び手数料 680 千円の減。3 款国庫支出金 53,647 千円の減。4 款県支出金 40,236 千円の減。5 款繰入金 11,427 千円。7 款諸収入 2,506 千円。8 款町債 48,800 千円。歳入合計 30,048 千円の減。計 488,702 千円。

歳出、2 款簡易水道事業費 3,478 千円の減。3 款水道建設費 26,000 千円の減。4 款公債費 570 千円の減。歳出合計補正額 30,048 千円の減。合計 488,702 千円。次ページお願いします。第 2 表地方債補正。変更、起債の目的、中央統合簡易水道建設事業。補正後の限度額 154,400 千円。その他の起債の方法等につきましては、変更ございません。

続きまして、補正予算説明書の 117 ページをご覧ください。歳出、2 款 1 項 1 目水道管理費 3,478 千円の減。11 節需用費の 1,800 千円の減額につきましては、光熱水費の実績による減額でございます。13 節委託料の 1,338 千円の減額につきましては、施設点検委託料・水質検査委託料の請負残による減額でございます。備品購入費につきましても実績によるものでございます。次のページお願いします。3 款 1 項 1 目統合簡易水道建設費 26,000 千円の減。13 節委託料の工事費、工事設計委託料請負残により 6,000 千円の減でございます。15 節工事請負費につきましても、中設楽浄水場建設工事、排水管敷設工事の精算で減額又東園目水源の改良工事を次年度としたことによりまして減額となっております。4 款 1 項 2 目利子 570 千円の減。償還金利子の減額でございます。

続いて予算説明書の 109 ページをご覧ください。歳入、1 款 1 項 1 目負担金補正額 1,782 千円の増。これは、排水管敷設工事に掛かる 2 件分の工事負担金を見込んでおります。次ページをお願いします。2 款 1 項 1 目水道使用料 703 千円の減。これは、各簡易水の使用料の実績見込みにより減額したものでございます。2 款 2 項 1 目督促手数料補正額 23 千円。これも実績によるものでございます。次ページ。3 款 1 項 1 目国庫補助金補正額 53,647 千円の減。補助

金の実績による減額でございます。4款1項1目県補助金 40,236 千円の減。これも国庫補助金と同じく、実績による減額によるものです。5款1項1目一般会計繰入金補正額 11,427 千円。これは、施設整備分の 11,997 千円の増額と償還分の 570 千円の減額によるものでございます。7款1項1目雑入 2,506 千円。これは、消費税の還付 2,400 千円を含む給水部品代によるものでございます。8款1項1目水道建設債 48,800 千円。これは、統合水道建設債の増額によるものでございます。

以上で統合簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の 27 ページをご覧ください。

議案第 16 号平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について。平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,545 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,006 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

継続費、第 2 条継続費の変更は「第 2 表継続費補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款分担金及び負担金 106 千円。2 款使用料及び手数料 257 千円。4 款繰入金 5,908 千円の減。歳入合計補正額 5,545 千円の減。計 129,006 千円。

次ページをお願いします。歳出、1 款下水道事業費 5,545 千円の減。歳出合計補正額 5,545 千円の減。計 129,006 千円でございます。

第 2 表継続費補正。変更、1 款下水道事業費。1 項下水道管理費。事業名、東栄町特定環境保全公共下水道長寿命化計画策定事業。補正前総額 56,006 千円。年割額 28 年度 25,845 千円。29 年度 30,161 千円。補正後総額 55,027 千円。年割額 28 年度 25,845 千円。29 年度 29,182 千円でございます。

次に補正予算説明書の 126 ページをご覧ください。歳出、1 款 1 項 1 目下水道維持管理費 5,545 千円の減。11 節需用費は、電気量の使用実績による減額でございます。13 節委託料浄化センター等維持管理委託料請負額の減で 3,000 千円の減となりました。15 節工事請負費 14 千円の減は、マンホール嵩上げ工事の実績による減額でございます。27 節消費税につきましても、精算による 363 千円の減となっております。123 ページをご覧ください。

歳入、1 款 1 項 1 目公共下水道事業分担金補正額 106 千円の増でございます。これは、過年度分の実績でございます。

2 款 1 項 1 目公共下水道使用料 257 千円の増。これも歳入実績でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 5,908 千円の減。これは、下水道維持費管理費の減額に伴う繰入金一般分の減額でございます。

127 ページをご覧ください。継続費についての調書でございます。本年から実施しております下水道長寿命化計画策定事業におきまして、来年度分の事業費及び補助金に減額を生じまし

たので、変更をお願いしたいと思います。全体額の年度割額をご覧ください。28年度補正後の額 25,845 千円。29年度補正後の額 29,182 千円。計補正後の額 55,027 千円となっております。それぞれ右の欄に内訳がございます。

以上で下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算書の 33 ページをご覧ください。

議案第 17 号平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について。平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,978 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入、1 款分担金及び負担金 300 千円の減。2 款使用料及び手数料 88 千円の減。3 款繰入金 912 千円の減。歳入合計 1,300 千円の減。計 23,978 千円。

歳出、1 款農業集落排水事業費 1,300 千円の減。歳出合計 1,300 千円の減。計 23,978 千円。

次に補正予算説明書の 134 ページをご覧ください。歳出、1 款 1 項 1 目農業集落排水維持管理費 1,300 千円の減。11 節光熱水費電気量の実績による 300 千円の減でございます。13 節浄化センター等維持管理委託料は、入札残による清算で 1,000 千円の減でございます。

131 ページをご覧ください。歳入、1 款 1 項 1 目農業集落排水事業分担金補正額 300 千円の減でございます。本年度加入者の見込みがないための減額でございます。2 款 1 項 1 目農業集落排水使用料 88 千円の減。本年度の実績による減額でございます。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 912 千円の減。事業費の減額に伴い一般分の繰入金を減額するものでございます。

以上で事業課関係の特別会計の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

議案第 15 号から議案第 17 号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第 15 号『平成 28 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 109 ページから 120 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 15 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 16 号『平成 28 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 123 ペ

ーじから 127 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 16 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 17 号『平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑を行います。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 131 ページから 134 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 17 号の質疑を打ち切ります。

<休憩 14 : 00～14 : 10>

----- 議案第 18 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 18 号『平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声)

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

それでは、予算書の方からお願いをいたします。

議案第 18 号平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）。第 1 条平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 2 条平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。主な建設改良事業。有形固定資産購入費補正額 46,407 千円の減。計 136,498 千円。

第 3 条平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第 1 款病院事業収益 11,082 千円の増。計 272,325 千円。支出、第 1 款病院事業費用 21,559 千円の増。計 272,325 千円。

第 4 条平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 4 条に定めた資本的収

入及び支出を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 72,685 千円は、過年度分損益勘定留保資金 72,685 千円で補てんするものとする。収入、第 1 款資本的収入 87,593 千円の減。計 93,980 千円。支出、第 1 款資本的支出 46,461 千円の減。計 166,665 千円。

第 5 条平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり補正する。起債の目的、器具備品整備。限度額は 80,000 千円から 41,000 千円に減額するものでございます。起債の方法・利率・償還の方法等につきましては、変更はございません。

第 6 条平成 28 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 7 条に定めた一般会計からこの会計へ繰り出しする金額を次のとおり補正する。一般会計出資金、建設改良費 48,593 千円の減。計 42,858 千円。

予算説明書の 8 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出からお願いをいたします。1 款 1 項 2 目経費 3,900 千円の増。これにつきましては、へき地診療委託料が改減の 2,100 千円。それから運営支援交付金としまして、せせらぎ会の経営状況見まして 6,000 千円増額させていただくものでございます。3 目減価償却費 1,124 千円の増。4 目資産減耗費、固定資産除却費が 6,025 千円の増ということでございますが。内訳は、本郷浅井の医師住宅夏目先生が住んで見えた以前住宅になりますが。これを病院の資産から普通財産に移管するための除却。またせせらぎ会地域包括支援センターで利用していた車両 2 台を 4 月から社会福祉協議会の包括支援センターに貸し出すための広域医業会計から一般会計の方へ出すということで除却。その他医療器械 3 台の廃棄を含めて、6,025 千円の補正をさせていただいております。次に 2 項 2 目の雑損失ですが。これにつきましては、10,510 千円ですが消費税の精算ということでございます。

次に収入です。1 款 2 項 2 目県補助金 2,100 千円の減。これにつきましては、28 年度 2,100 千円見込みを立てさせていただきましたが、病院が行ってますへき地の津具・豊根診療所の収入があることによって補助金が見込めなくなったことによりまして、先ほどの収支ともに減額を今年度はさせていただくというものでございます。3 目一般会計負担金 13,615 千円の増。内容としましては、運営費補てん金 7,615 千円。これにつきましては、収支調整のためのものでございます。それから先ほど申し上げた運営支援交付金 6,000 千円。合わせて 13,615 千円の増でございます。その他医業収益 433 千円の減額でございます。

次に資本的収支の方の支出をお願いしたいと思います。1 款 1 項 1 目有形固定資産購入費 46,407 千円の減。2 目病院施設整備事業費 54 千円の減でございますが。次のページで説明をさせていただきますので、10 ページをご覧ください。これが見込みも含めた事業の完了予定の金額になるわけですが。このうち、器具備品購入費 133,920 千円ございますが、これが当初予算から比較しますと減額額が書いてなくて申し訳ないんですが、28,080 千円の減になります。それから地域連携システムこれは昨日にもお話させていただきましたが、29 年度予算へローリングするというので 18,360 千円改減をしております。そういったものが主なもので、先ほど言ったような有形固定資産購入費の減額が大きくなっておるということでございます。

次に収入をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般会計出資金 48,593 千円の減。病院事業債が 39,000 千円の減ということで。これは事業費が下がったことによる減額ということでございます。

以上お願いいたします。

議長（原田安生君）

議案第 18 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般についてお願いをいたします。補正予算説明書の 8 ページから 9 ページ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 19 号 -----

議長（原田安生君）

次に、平成 29 年度の一般会計、各特別会計の当初予算関係議案に入りますが。来週の 7 日（火）に予算特別委員会を予定しておりますので、質疑はその折にお願いしたいと思います。本日はどうしてもお聞きしたいと言う部分に限ってのみお願いをいたします。

始めに、日程第 23、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 19 号平成 29 年度東栄町一般会計予算について。平成 29 年度東栄町一般会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町一般会計予算。平成 29 年度東栄町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,079,000 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 3 表地方債」による。

一時借入金、第 3 条地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 4 条地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算。歳入、1 款町税 328,249 千円。2 款地方譲与税 26,500 千円。3 款利

子割交付金 300 千円。4 款配当割交付金 1,100 千円。5 款株式等譲渡所得割交付金 1,500 千円。6 款地方消費税交付金 60,000 千円。7 款自動車取得税交付金 6,400 千円。8 款地方特例交付金 1 千円。9 款地方交付税 1,645,701 千円。10 款交通安全対策交付金 1 千円。11 款分担金及び負担金 13,066 千円。12 款使用料及び手数料 79,420 千円。13 款国庫支出金 101,683 千円。14 款県支出金 196,675 千円。15 款財産収入 11,735 千円。16 款寄付金 10,601 千円。17 款繰入金 167,673 千円。18 款繰越金 100,000 千円。19 款諸収入 97,495 千円。20 款町債 230,900 千円。歳入合計 3,079,000 千円。

歳出、1 款議会費 56,018 千円。2 款総務費 530,354 千円。3 款民生費 573,053 千円。4 款衛生費 555,984 千円。5 款農林水産業費 236,544 千円。6 款商工費 73,663 千円。7 款土木費 226,483 千円。8 款消防費 192,630 千円。9 款教育費 238,745 千円。10 款災害復旧費 16 千円。11 款公債費 364,164 千円。12 款諸支出金 27,869 千円。13 款予備費 3,477 千円。歳出合計 3,079,000 千円。

第 2 表地方債。起債の目的・限度額と読み上げます。臨時財政対策債 87,000 千円。おいでん家事業 14,000 千円。中央統合簡易水道建設事業 59,000 千円。山村振興営農環境整備事業 2,500 千円。林道稲目平釜沢線改良工事 1,000 千円。林道亀久保線開設工事 500 千円。林道峰地線改良工事 5,500 千円。林道小田沢登線塗装工事 6,700 千円。林道新畑桑原線改良工事 3,000 千円。林道よらき線塗装工事 500 千円。林道下モ山線塗装工事 2,000 千円。橋梁補修工事 7,000 千円。町道西菌目坪沢線塗装修繕工事 5,000 千円。町道岡本大森線道路改築工事 7,000 千円。町道河内中在家線改良工事 2,000 千円。防火水槽新設事業 4,200 千円。東栄中学校屋内運動場屋根改修外壁塗装工事 24,000 千円。計 230,900 千円。起債の方法・利率・償還の方法は、記載のとおりであります。

以上であります。

議長（原田安生君）

議案第 19 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。予算説明書の「歳出」からお願いいたします。41 ページから 60 ページまで。1 款・議会費、2 款・総務費。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

61 ページから 72 ページまで。3 款・民生費、4 款・衛生費。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

73 ページから 91 ページまで。5 款・農林水産業費、6 款・商工費、7 款・土木費。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

92 ページから 111 ページまで。8 款・消防費、9 款・教育費。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

112 ページから 121 ページまで。10 款・災害復旧費、11 款・公債費、12 款・諸支出金、13 款・予備費。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で「歳出」を終わり、次に「歳入」に入ります。「歳入」は歳入全般について質疑をお願いします。3 ページから 40 ページまで。1 款・町税から 20 款・町債まで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 20 号・21 号・22 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 24、議案第 20 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』、日程第 25、議案第 21 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』日程第 26、議案第 22 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算について』の 3 案件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって「日程第 24 議案第 20 号」から「日程第 26、議案第 22 号」までの 3 案件を一括議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声)

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 20 号平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 507,238 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算。歳入、1 款国民健康保険料 61,323 千円。2 款使用料及び手数料 10 千円。3 款国庫支出金 109,086 千円。4 款療養給付費交付金 20,942 千円。5 款前期高齢者交付金 123,425 千円。6 款県支出金 47,492 千円。7 款共同事業交付金 114,832 千円。8 款財産収入 1 千円。9 款繰入金 22,466 千円。10 款繰越金 7,650 千円。11 款諸収入 11 千円。歳入合計 507,238 千円。

歳出、1 款総務費 2,187 千円。2 款保険給付費 313,526 千円。3 後期高齢者支援金等 48,570 千円。4 款前期高齢者納付金 66 千円。5 款老人保健拠出金 4 千円。6 款介護納付金 17,737 千円。7 款共同事業拠出金 119,388 千円。8 款保健事業費 3,643 千円。9 款基金積立金 1 千円。10 款公債費 1 千円。11 款諸支出金 115 千円。12 款予備費 2,000 千円。歳出合計 507,238 千円。

議案第 21 号平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 136,743 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第 2 条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第 3 条地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第 1 表歳入歳出予算。歳入、1 款後期高齢者医療保険料 47,220 千円。2 款使用料及び手数料 1 千円。3 款繰入金 89,452 千円。4 款繰越金 1 千円。5 款諸収入 69 千円。歳入合計 136,743 千円。

歳出、1 款総務費 4,168 千円。2 款後期高齢者医療広域連合給付金 70,524 千円。3 款後期高齢者医療 61,489 千円。4 款諸支出金 62 千円。5 款予備費 500 千円。歳出合計 136,743 千円。

議案第 22 号平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算について。平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算。平成 29 年度東栄町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 609,768 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円。

歳出予算の流用、第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款保険料111,077千円。2款使用料及び手数料1千円。3款国庫支出金162,152千円。4款支払基金交付金161,004千円。5款県支出金86,130千円。6款繰入金86,286千円。7款繰越金1千円。8款諸収入3,117千円。歳入合計609,768千円。

歳出、1款総務費14,329千円。2款保険給付費552,940千円。3款地域支援事業41,993千円。4款基金積立金1千円。5款諸支出金5千円。6予備費500千円。歳出合計609,768千円。

議長（原田安生君）

議案第20号から議案第22号までの説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。

始めに、議案第20号の質疑を、「歳入」「歳出」全般についてお願いをいたします。国民健康保険特別会計予算説明書の133ページから168ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第20号の質疑を打ち切ります。次に、議案第21号の質疑をお願いいたします。171ページから184ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第21号の質疑を打ち切ります。次に、議案第22号の質疑を、「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。187ページから215ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第22号の質疑を打ち切ります。

副町長から発言の旨の申出がありましたので、受け付けます。

（「議長、副町長」の声）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

恐れ入ります。先ほど一般会計の予算の方説明させていただきましたが、1点誤りがございましたので、修正をさせていただきたいと思います。予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。ここの第2条のところに、地方債の規定がございますが、2条の2行目のところ1番最後のところ第3表地方債となっておりますが、第2表の誤りです。ご訂正をいただきました

と思います。先ほど私の方も朗読させていただいた時に第3表と読みさせていただきましたが、こちらにつきましても訂正させていただきます。お詫びして訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

併せて、これから上程させていただきます簡易水道のところでも24ページになりますが、同じく第2条の2行目のところで第3表となっておりますので、こちらの方も2表に訂正の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、今訂正がありましたので、よろしくお願いします。

----- **議案第23号・24号・25号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第27、議案第23号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計予算について』、日程第28、議案第24号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』、日程第29、議案第25号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の3案件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって「日程第27・議案第23号」から「日程第29・議案第25号」までを一括議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声）

議長（原田安生君）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

予算書の23ページをご覧ください。

議案第23号平成29年度東栄町簡易水道特別会計予算について。平成29年度東栄町簡易水道特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年3月3日提出東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町簡易水道特別会計予算。平成29年度東栄町簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295,116千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高

額は、50,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第4条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金 216 千円。2款使用料及び手数料 58,011 千円。3款国庫支出金 47,080 千円。4款県支出金 28,248 千円。5款繰入金 102,559 千円。6款繰越金 1 千円。7款諸収入 1 千円。8款町債 59,000 千円。歳入合計 295,116 千円。

歳出、1款総務費 8,019 千円。2款簡易水道事業費 48,291 千円。3款水道建設費 194,623 千円。4款公債費 43,183 千円。5款予備費 1,000 千円。歳出合計 295,116 千円。

第2表地方債。起債の目的、中央統合簡易水道建設事業。限度額 59,000 千円。起債の方法は、証書借入れであります。利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

続いて 29 ページをご覧ください。

議案第 24 号平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 137,239 千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金 901 千円。2款使用料及び手数料 39,836 千円。3款国庫支出金 12,500 千円。4款繰入金 81,001 千円。5款繰越金 3,000 千円。6款諸収入 1 千円。歳入合計 137,239 千円。

歳出、1款下水道事業費 76,791 千円。2款公債費 59,448 千円。3款予備費 1,000 千円。歳出合計 137,239 千円。

続いて予算書の 33 ページをご覧ください。

議案第 25 号平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算。平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,880 千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による

一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

歳出予算の流用、第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費は相互に流用することができる。

第1表歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金 301 千円。2款使用料及び手数料 4,643 千円。3款県支出金 7,040 千円。4款繰入金 24,695 千円。5款繰越金 200 千円。6款諸収入 1 千円。歳入合計 36,880 千円。

歳出、1款農業集落排水事業費 26,228 千円。2款公債費 9,652 千円。3款予備費 1,000 千円。歳出合計 36,880 千円。

以上で事業課関連特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第23号から議案第25号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は1件ずつ行います。

始めに、議案第23号の質疑を「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。簡易水道特別会計予算説明書の223ページから237ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第23号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号の質疑を「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。公共下水道事業特別会計予算説明書の247ページから257ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第24号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号の質疑を「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。農業集落排水事業特別会計予算説明書の267ページから276ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第25号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第26号～31号** -----

議長（原田安生君）

次に、各財産区特別会計予算の審議でありますが、ここでお諮りいたします。日程第30・議案第26号から、日程第35・議案第31号までの『平成29年度各財産区特別会計予算について』の6案件につきましては、一括議題とすると共に説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。ただちに6案件全般についての質疑に入ります。
予算説明書の285ページから324ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第26号から議案第31号までの質疑を打ち切ります。

----- 議案第32号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第36、議案第32号『平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声）

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第32号平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について。平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年3月3日提出東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算。

総則、第1条平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条業務の予定量は、次のとおりとする。1 主な建設改良事業。有形固定資産購入費26,646千円。

収益的収入及び支出、第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款病院事業収益285,145千円。支出、第1款病院事業費用285,145千円。

資本的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,335千円は、過年度分損益勘定留保資金31,335千円で補てんするものとする。）収入、第1款資本的収入29,266千円。支出、第1款資本的支出60,601千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第5条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1 職員給与費7,384千円。

負担金及び出資金、第6条一般会計からこの会計へ繰り出しする金額は、次のとおりと定める。一般会計負担金、企業債利息償還金268千円。運営費補てん金111,148千円。運営支援交

付金 162,000 千円。一般会計出資金、企業債元金償還金 8,296 千円。建設改良費 5,670 千円。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 32 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収益的收入及び支出」、「資本的收入及び支出」全般についてお願いいたします。東栄病院事業特別会計予算説明書の 20 ページから 22 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 32 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 33 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 37、議案第 33 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について』の件を議題といたします。提出者から説明を求めます。

（「はい、議長 3 番」の声）

議長（原田安生君）

はい、3 番議会運営委員長。

3 番（柴田吉夫君）

議案第 33 号東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について。東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案を次のとおり提出するものとする。平成 29 年 3 月 3 日提出。提出者東栄町議会議員 柴田吉夫。賛成者東栄町議会議員 村本敏美、同じく加藤彰男。

東栄町議会予算特別委員会設置に関する決議（案）の提出について。地方自治法第 109 条により特別委員会を設置し、同法第 98 条第 1 項に係る事項を当委員会に付託するものとする。

1 名称、東栄町議会予算特別委員会。設置の根拠、地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条による。目的、東栄町一般会計予算及び東栄町各特別会計予算の審査を行なう。委員の定数、9 名。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 33 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 33 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 33 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議案第 33 号『東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議（案）の提出について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 同意案第 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 38、同意案第 1 号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声）

議長（原田安生君）

税務会計課長。

税務会計課長（伊藤知幸君）

同意案第 1 号東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。平成 29 年 3 月 3 日提出東栄町長村上孝治。

住所、東栄町大字川角字竹下 2 番地 1。氏名、磯畑隆昭。生年月日、昭和 26 年 4 月 4 日。

選任理由、鈴木辰男委員が平成 29 年 3 月 31 日をもって任期満了のため。

鈴木辰男委員につきましては、平成 11 年 4 月から 29 年 3 月まで 6 期にわたって固定資産評価審査委員会委員に就任していただいておりますが、この度任期満了に伴う再任の打診のおり、体調不良のため今期限りで退任したい旨のご回答いただいたことにより新しい委員の選任をお願いするものであります。

東栄町固定資産評価審査委員会委員は、定員 3 名。任期 3 年ということで、同意案をご承認いただければご覧の 3 名の委員ということになります。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長（原田安生君）

同意案第 1 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で同意案第1号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。本件に、同意することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第1号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件は同意されました。

----- 委員会付託 -----

議長（原田安生君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました2案件を除く31案件につきまして「所管の常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させますのでよろしくお願いいたします。

事務局 付託表の配布

ただ今、お手元に配布いたしました「議案付託表」のとおり各委員会に付託したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、お手元にご配布をいたしました付託表のとおり「各常任委員会」及び「予算特別委員会」に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございます。それぞれご出席をお願い申し上げます。

----- 散 会 -----

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

<散会 15:02・>